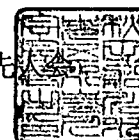


平成 31 年度事業計画

秋田船川水先区水先



本会は水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の運営維持、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うものであり、これらの目的を達成するため、会則第 4 条に定める次の事業を行っている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会（以下「連合会」と言う。）及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

本年度は昨年度と同様に、東北地方太平洋沖地震の大震災の復興支援策に最大限協力をするとともに、安全運航を第一義にユーザー各位の信頼に応えて水先業務を遂行します。

ユーザーのニーズに即応出来る態勢を維持する為に、年度前半は引続き室蘭水先区から一級水先人 1 名の支援を受け、年度後半は室蘭水先区からの支援に代えて東京湾水先区から一級水先人 1 名の支援を受ける予定です。同時に、水先歴 3 年目となる二級水先人の更なる育成に努めて一級水先人への昇級を支援し、現在二級水先人を目指して研修中の人材の教育・育成への協力、加えて、将来を見据えた新たな人材の発掘に努めて、安全運航の確保、事業体制の一層の整備、業務運営の効率化を推進致します。

2. 各事業

平成31年度の具体的な事業予定

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
 - ① 水先要請船の船舶明細情報の事前収集と共有及び記録の作成、整備
 - ② 水先引継簿等による船舶及び水先情報の共有及び記録の整備
 - ③ 航行警報・工事情報等港内外の情報の収集及び共有
 - ④ 連合会の推進する「水先人会における水先業務の検証制度」に則って会員の水先業務内容を検証し安全運航に資する

- ・会員の技術の向上及び健康管理等、品質管理に関する事業の推進
 - ① 標準操船マニュアルの理解を徹底して均質な水先サービスを目指し、水先支援システムにより本船 AIS 情報を利用した水先嚮導の安全性、確実性の向上を図る。又一方で、当該システムのみに頼らない基本的な操船技術の研鑽に努める
 - ② 新たな航海計器・航海機器等の研究、操作習得を図る
 - ③ 定期自主検診により綿密な健康管理を行う

- ・品質向上に関するその他の施策の推進
 - ① 各船舶代理店との緊密な情報交換を継続し、品質向上及び業務運営の効率化を図る
 - ② ユーザーの水先業務に対する意見、要望等の収集及びそれらへの対策を図る
 - ③ 地域の港湾関係者、船舶関係者等との協議会、親睦会等への積極的な参加を心掛け、幅広く関係情報の収集に努めると共に水先の現状の周知を図る

- ・連合会の目的を達成すべくその諸施策に積極的に協力し、併せて海事の振興に係る事業に寄与する
 - ① 海難防止対策に係る諸施策への協力
 - ② 水先人の乗下船の安全対策に係る安全キャンペーンへの協力
 - ③ ユーザー意見・要望等を的確に把握し、必要に応じて連合会と協力して速やかな処置・対応を図る

- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の実施
 - ① 委託税理士の指導を受け、適切な経理処理を維持する

(2) 水先人の養成関連事業

- ・ 二級水先人が就業3年目にはいるが、更に多くの船舶数・船種の研鑽を重ねて、早期の一級水先人への昇級を目指す
- ・ 本年度に開業する二級水先人については、当番船に加えて更に積極的な研修乗船を促し、重点的に操船技術の向上を図る
- ・ 特に、増加しつつある客船の水先業務については将来を見据えて二級水先人両名の体験乗船を積極的に推進する
- ・ 連合会が実施する教育訓練及び所要の再教育訓練等への積極的な参加を行う

(3) 業務取次窓口業務

- ・ 会員のする水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
 - ① 利用者に対する引受事務要領の周知
 - ② 指名制運用について応召基準の周知
 - ③ 当直表等のユーザーへの周知
- ・ 会員のための料金收受事務の的確な実施
 - ① 当直表と会則施行規則第14条に係る「別表2」の業務範囲に従って適正な業務の遂行を計り、経理担当水先人と事務員による二重チェック制により料金收受事務の適切な処理を行う
 - ② 委託税理士と緊密な連絡を取り、適正な会計処理を実施する
- ・ 諸業務のIT化を引き続き推進し、更なる業務の的確化・迅速化を図る

(4) その他の事業

- ・ 水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
 - ① 連合会のH.Pによる水先要請及び引受事務等及び将来の水先人募集見込みに関し必要な本会の諸情報を公開する

以上